

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令案について

令和 2 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

地域再生法に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置が行われる場合等を定める省令について、適用期限の延長を行う。

2. 改正内容

○ 適用期限の延長

令和 2 年 3 月 31 日に適用期限をむかえる「地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令」について、国税の特例措置等を踏まえて期限を 2 年間延長し、適用期限を「令和 4 年 3 月 31 日」とする。

3. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日